

2018年8月17日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI マネープラザ株式会社
代表取締役執行役員社長 太田 智彦

不動産小口信託受益権 第3号案件完売のお知らせ

SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田 智彦、以下「当社」といいます。）は、当社として第3号案件となる不動産小口信託受益権（※）DeLLCS(デルックス)両国（以下「本信託受益権」といいます。）について、2018年8月17日をもって完売したことをお知らせいたします。

当社は、2017年8月30日に、株式会社ディア・ライフ（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：阿部幸広、以下「ディア・ライフ」といいます。）との間で、ディア・ライフが東京23区内で開発した賃貸マンションを投資対象とした信託財産に基づき発行される不動産小口信託受益権について、当社が私募の取扱いにより販売する業務提携を行いました。これにより、2018年3月5日より本信託受益権の私募の取扱いを開始いたしました。

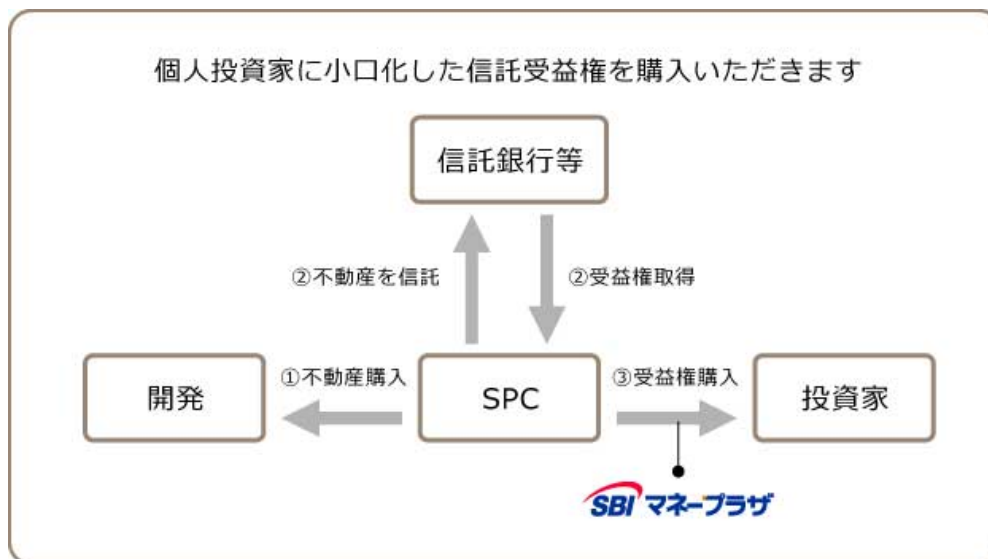
本信託受益権の販売につきましては、当社直営20店舗並びに地域金融機関との共同店舗で販売いたしました。また、その他にも当社がパートナーシップを組む税理士事務所、公認会計士事務所等並びに30行を超える提携地域金融機関を通じて紹介をいただいたお客さまに販売し、当初の予定通り2018年8月17日をもって募集金額10億3千万円の取扱いを完了いたしました。

なお、当社におきましては今後も引き続き不動産信託受益権にかかる私募の取扱いを行う予定です。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めてまいります。

（※）不動産信託受益権とは、不動産を信託銀行等に信託し、その不動産から得られる利益（賃料収入や売却益など）を受け取ることのできる権利をいいます。

<不動産信託受益権取引スキーム図>



【SBI マネープラザ株式会社】

■ 第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

登録番号：関東財務局長(金商)第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■ 金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長(金仲)第 385 号

所属金融商品取引業者：

・株式会社 SBI 証券（関東財務局長(金商)第 44 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

・ウェルスナビ株式会社（関東財務局長（金商）第 2884 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

・日産証券株式会社（関東財務局長（金商）第 131 号）

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

【注意事項】

当社が取扱う有価証券等及び保険商品は預金等ではなく、預金利息はつきません。また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。

（金融商品仲介業について）

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI マネープラザ株式会社 総合企画部 03-6229-0166